

テーマ

知的財産権の利活用における
契約を考える

適用
分野

知的財産法・民事法



研究
名称

デジタル情報と知的財産法制に関する諸問題

氏名
所属

板倉集一・教授
大学院法学研究科

内容

●特徴

情報のデジタル化やインターネットの発展等により情報を巡る環境は従来から激変しており、著作物の多様化が進んでいる。著作物は小説、詩、音楽、絵画、彫刻、映画等の比較的古くから存在する著作物だけでなく、ビッグデータや人工知能から生み出される音楽や絵画等の創作物たるコンテンツのように創作性の有無の判断に窮するコンテンツが生まれ始めている。デジタル技術の出現により著作物は多様化し、音楽、映画等の映像コンテンツやゲームのように多額の製作費を投じて創作される場合だけでなく、価値を生み出す経済的な動機とはまったく無縁の著作物が大量に作成・発信されるようになっている。

著作物のデジタル化に対応するためのコンテンツ戦略、インターネット上のホームページやSNS等での他人の著作物の利用等の技術的動向を踏まえた上で知的財産の法的保護を検討することが有用であると思われる。

●研究内容

知的財産法は、知的財産を創造し、保護し、活用する知的財産創造サイクルに係る法政策を中心に展開されてきているが、知的財産創造サイクルから生まれる知的財産を基に新たな知の創造と新たな価値を生み出す知的財産エコシステムが新たな市場及び産業を創造するイノベーションに貢献することが期待されている。

新たな価値を有する情報に知的財産法はどのように対応すべきかについて、他人の作成したコンテンツの複製利用や二次利用における著作権使用許諾契約や譲渡契約等における契約条項の解釈が著作物の利用に対する萎縮効果をもたらさないように契約条項の法的性質を明らかにするべく研究している。そのために従来からの他人の商品等表示や商品形態等の模倣利用に係る課題についての研究も継続して行っている。

キーワード

デジタル情報、著作権法、知的財産創造サイクル、使用許諾契約、譲渡契約

連携方法

■ 講演 ■ 研修 □ 研究相談 ■ 学術調査 □ コメント ■ 共同研究